

県土整備部発注工事におけるウィークリースタンス等の実施について

1 趣旨

「働き方改革関連法」が平成31年4月1日に施行され、建設業については5年の猶予（経過措置）が認められているものの、令和6年4月から時間外労働について罰則付き上限規制（一般則）の適用を受けることになる。

このような状況において、県土整備部としては、受注者の業務環境の改善を支援することを目的に、以下の取組を行うものとする。

2 実施内容

(1)ウィークリースタンス

ウィークリースタンスとは、受注者の長時間労働、休日出勤等の削減を目的に、受発注者双方で1週間のルールを定め、共有することをいう。

県土整備部発注工事においては、以下の事項に取り組むものとする。

- ・ 受注者に依頼を行う際は月曜日を依頼の期限日にしない
- ・ 水曜日及び金曜日は受注者が定時に帰宅できるよう心掛ける
- ・ 受注者が土曜日、日曜日に休暇がとれるよう金曜日には新たな依頼を行わない
- ・ 昼休みや午後4時以降開始の受注者との打合せを行わない
- ・ 受注者に対し定時間際・定時後の依頼を行わない

(2)ワンデーレスポンス

ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応すること（ただし、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。）をいう。

3 その他

災害時等やむを得ない緊急事態対応等、考慮しがたい場合については、この限りでない。